

健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせについて

令和6年12月2日より、原則としてマイナ保険証(マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたもの)で保険資格の確認を行う仕組みとなります。

なお、例外的にマイナ保険証の準備が整っていない方を対象に「健康保険資格確認書」をお送りいたしますので、お早めにマイナ保険証のお手続きいただきますようお願いいたします。

1 「資格確認書」の交付について

令和6年12月2日より健康保険被保険者証(以下、健康保険証)が廃止され交付ができなくなります。医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則としてマイナ保険証(マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたもの)で行う仕組みとなります。

しかしながら、マイナ保険証の準備が整っていない方(マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証として登録がされていない方)には、職権又は被保険者の申請により健康保険資格確認書(以下、資格確認書)を交付することとなります。

なお、[資格取得届](#)及び[被扶養者\(異動\)届](#)については、12月提出分より新様式をご使用ください。

1. 交付対象者

(1)申請によるもの(申請書は12月に掲載予定)

- ①マイナンバーカードを紛失した又は更新中の方
- ②マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 等

(2)職権によるもの

- ①資格取得時に資格確認書の発行が必要な方(マイナンバーカードを取得していない方等)
- ②マイナンバーカードを保有しているが有効な健康保険証利用登録がされていない方 等

2. 職権による交付について(一括交付)

現在、有効な健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の準備が整っていない方を対象に「資格確認書」を一括交付いたしますので、対象となる被保険者等にお渡しく下さい。また、すでに退職された方がおりましたら大変お手数ですが交付した資格確認書は当健康保険組合までご返送くださいますようお願いいたします。

(1)対象者

令和6年11月22日時点で、個人番号が登録済の加入者であってマイナ保険証の準備が整っていない方
(令和6年10月時点のマイナ保険証登録情報)

(2) 発送予定日

令和6年12月18日(水)

(3) その他

有効な健康保険証をお持ちの方で、一括交付に含まれていない方(令和6年11月25日～令和6年11月29日処理分)については、別途交付いたします。

▼資格確認書 (イメージ)

健康保険資格確認書			
発行No. 100001451 本人(被保険者) 令和6年12月2日交付			
記号	5043	番号	1 (株番) 22
氏名	北海道 誠		
性別	男		
生年月日	昭和27年 2月 1日		
取得年月日	平成21年 2月 1日		
一部負担金の割合 (標準率)	3割	令和	4年 2月 1日
有効期限	令和 9年 1月31日		
保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
保険者名	テスト**健康保険組合		
保険者所在地	東京都千代田区999 健保ビル3階 Tel: 99-9999-9999		

3. 資格確認書記載事項

(1) 保険診療を受ける際に必要となる事項(記号、番号、氏名、生年月日等)

(2) 一部負担金の割合(70歳以上の高齢受給者のみ)

4. その他

資格確認書には、有効期限が定められております。有効期限内に資格喪失した場合は、健康保険証と同様に喪失届等に資格確認書の添付が必要となります。

2 資格情報のお知らせの発行について

令和6年12月2日以降資格取得された方等に「資格情報のお知らせ(個人番号下4桁の記載なし)」を発行いたします。

なお、令和6年9月13日～令和6年11月29日処理分の加入者については、令和7年1月に送付予定ですので、該当する被保険者へお渡しください。

≫「資格情報のお知らせ」の使用法等

1. 医療機関にカードリーダーがないとき、
不具合でカードリーダーが使えないとき

「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで保険診療が受けられます。

2. 健康保険組合へ保険給付等を申請するとき
健康保険組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

3. マイナポータルからも確認できます
マイナポータルへログインし、「健康保険証」を選択すると、資格情報等が表示されます。
なお、「端末に保存」からPDFデータ(右記画像)をダウンロードすることで「資格情報のお知らせ」と同様にご利用できます。

マイナポータルへのアクセスはこちらから→

